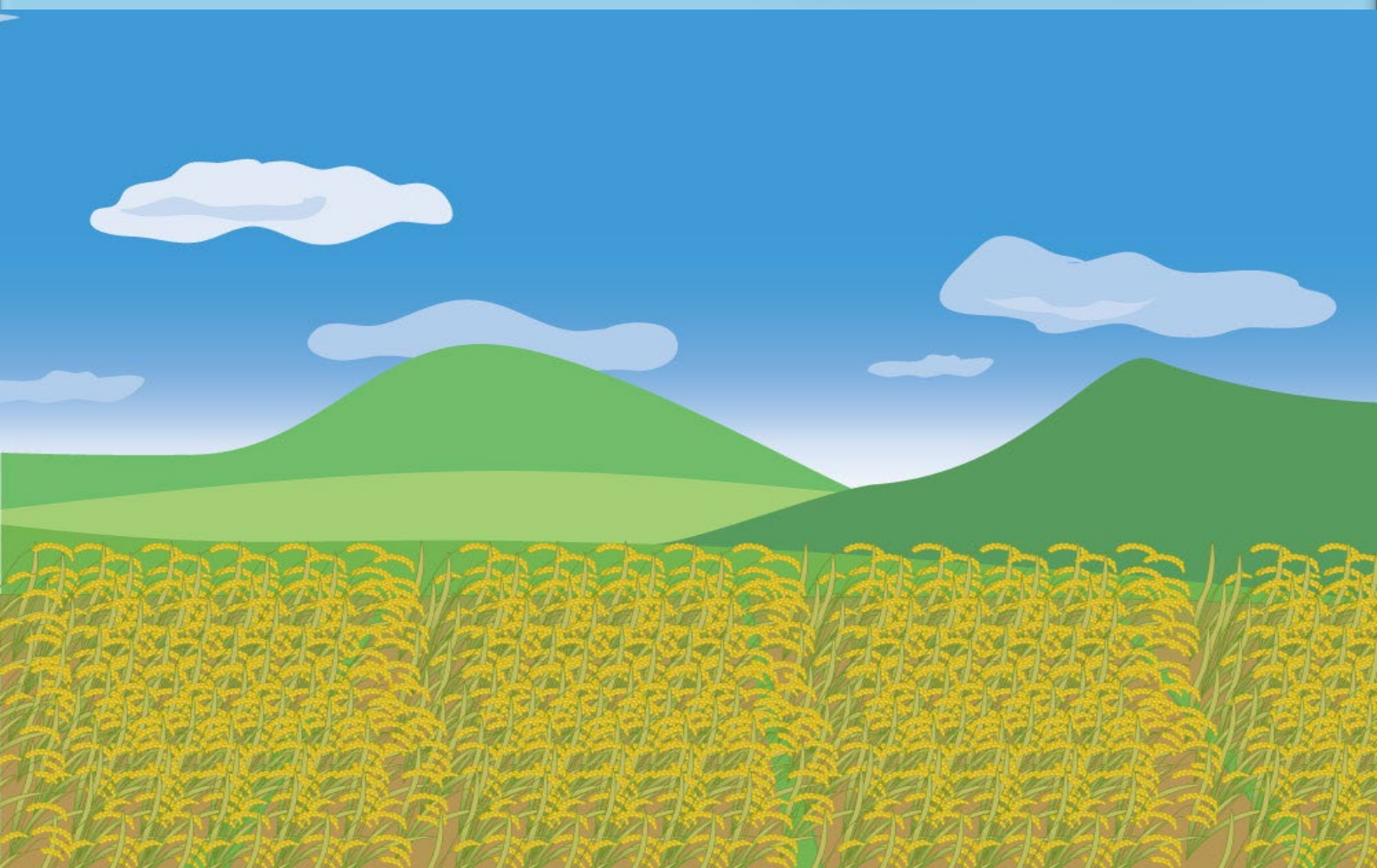


令和6年度

経営所得 安定対策等 の概要

—農業者の皆様へ—



農林水産省

はじめに

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金

（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象に収入の減少を広く補償する「収入保険制度」も措置しています。

さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置しています。

本パンフレットでは、各支援制度の理解をさらに深めていただけるように、支援制度の内容や、令和6年度における追加・変更点等を記載しています。

米・麦・大豆等を生産する農業者の皆様におかれましては、農業経営の安定に資するよう、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組む際に、これらの支援制度を御活用下さい。

目次

I	経営所得安定対策等の概要	4
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	13
4	水田活用の直接支払交付金	18
5	畑地化促進事業	24
6	畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業	25
7	加工用米及び新規需要米の取組計画の申請	26
8	小麦・大豆の国産化の推進	30
9	経営所得安定対策等の実施体制	31
10	申請される方が留意すべき事項	32
11	対策の加入申請・交付手続	33
12	交付金の交付スケジュール	38
13	農業経営基盤強化準備金制度	39
II	収入保険・農業共済等の概要	40
1	収入保険	40
2	農業共済	43
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP	44
III	需要に応じた生産・販売	45
IV	オンライン申請	50
	問い合わせ先一覧（地方農政局等）	52

I 経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額：1,992億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和5年産～7年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はたか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,930	5,810	4,850	8,630	9,430	5,070	14,280	16,720	7,710
免税事業者 向け単価	6,340	6,160	5,150	9,160	9,840	5,290	15,180	17,550	8,130

注1：てん菜の基準糖度は、16.6度

注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.6%

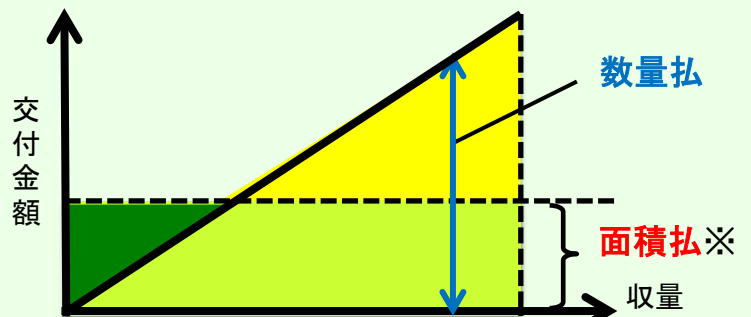
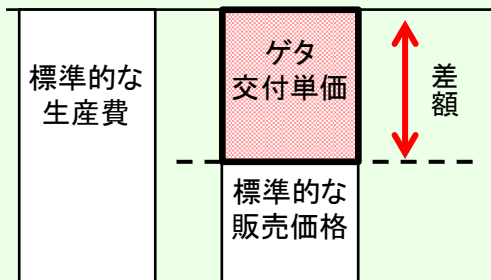
面積払

当年産の作付面積に応じて交付（数量払の先払い）

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）

＜数量払と面積払との関係＞

＜交付単価のイメージ＞



※ 数量払の交付の際に控除されます。

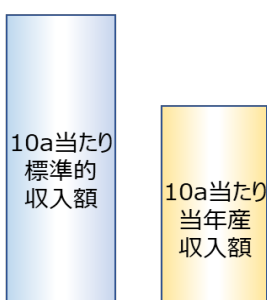
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：419億円）

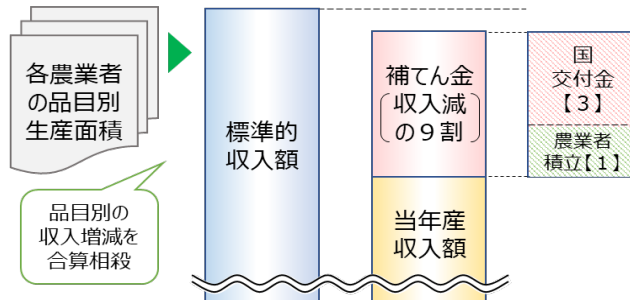
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

地域・品目別の計算



農業者別の計算



※積立金は掛け捨てではありません。

水田活用の直接支払交付金及び関連対策

水田活用の直接支払交付金

(令和6年度予算概算決定額:2,905億円の内数)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※ ¹
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※ ²

※¹ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※² 飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a(5.5～9.5万円/10a)。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。(21ページ参照)

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

畑地化促進助成

(令和6年度予算概算決定額:2,905億円の内数)

(令和5年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

畑地化促進事業

(令和5年度補正予算額:750億円)

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

畑作物産地形成促進事業:(令和5年度補正予算額:180億円)

コメ新市場開拓等促進事業:(令和6年度予算概算決定額:110億円)

実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

経営所得安定対策等推進事業等

(令和6年度予算概算決定額:71億円)

農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF)のシステム運用等経営所得安定対策等の交付金の手続等の事務に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、水田収益力強化ビジョンの作成を行う都道府県、ドローン等の活用を含む作付面積の現地確認等を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

都道府県への助成に当たっては、対策加入者数・取組面積等にも配慮し、また、都道府県は上記事項に基づき、市町村等に適切に配分します。

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者（法人・個人）、集落営農（法人化したものを除く）、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も3要件（7ページ参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

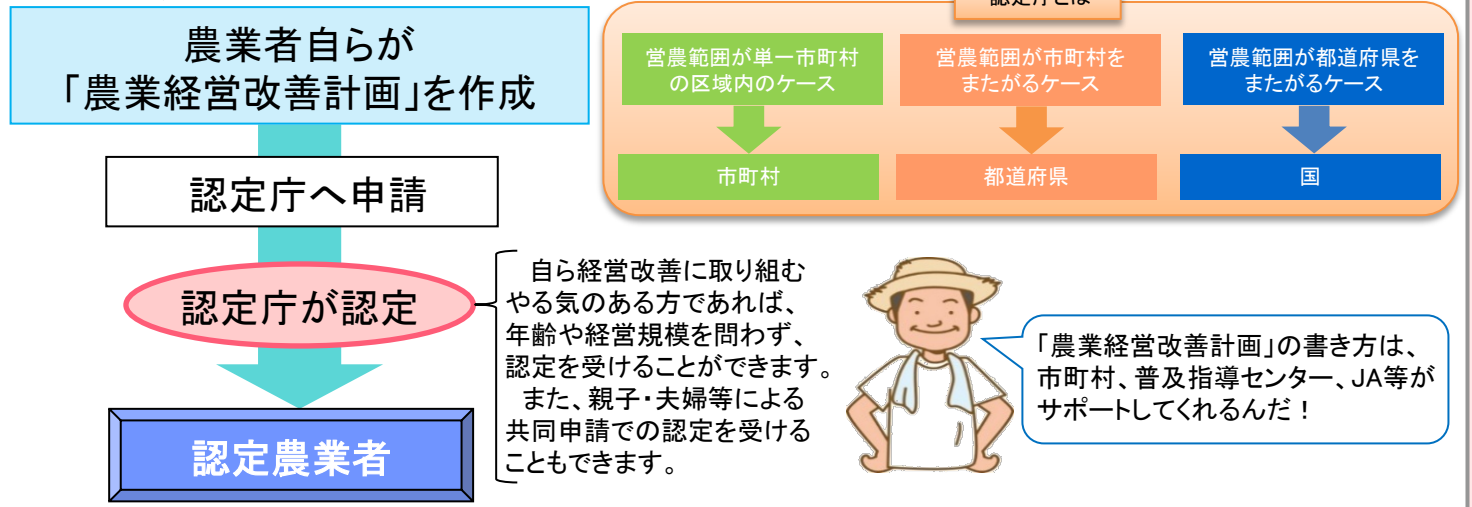
麦・大豆等の対象作物の生産者であるにも関わらず、交付対象者となっていない方は、令和6年産に向けて農業経営改善計画の認定や集落営農の組織化等を御検討ください。

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、営農範囲（農用地又は農業生産施設が所在する区域）の市町村の基本構想（農業経営の目標とすべき水準）の達成に向けて、「経営改善計画」を作成し、認定庁に申請します。

認定庁は、その計画の内容が基本構想に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

～認定までの流れ～

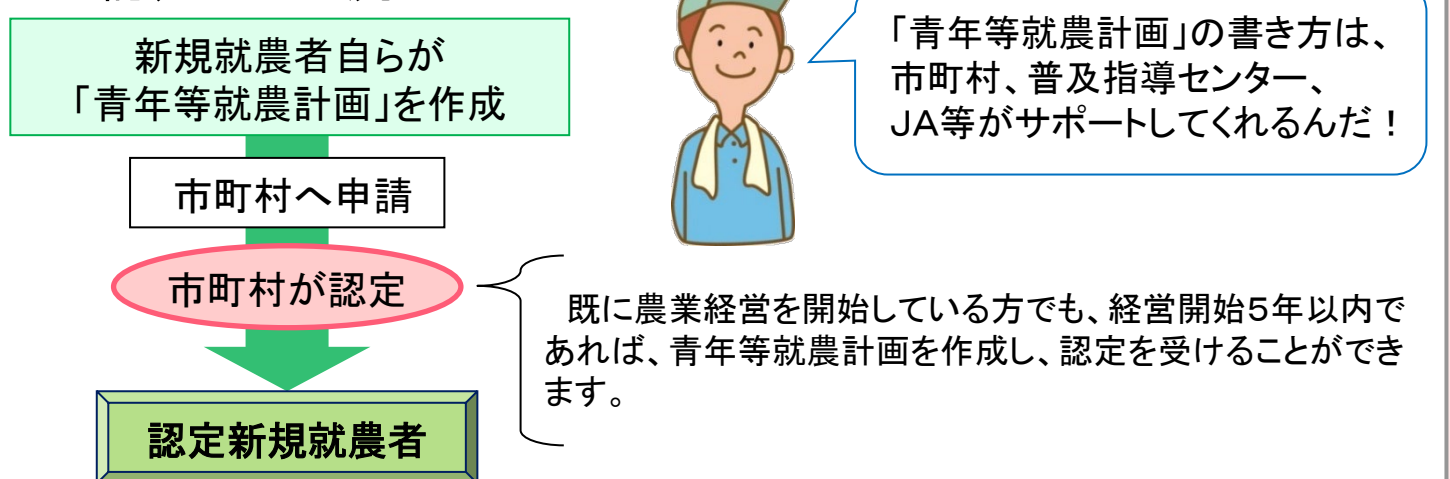


(2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。

市町村は、その計画の内容が、市町村の基本構想（農業経営の目標とすべき水準）に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

～認定までの流れ～



(3) こんな集落営農が対象になります

集落営農がゲタ・ナラシ対策の対象となるためには以下の3要件を満たす必要があります。

① 組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

② 対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象作物について組織名義で出荷し、③その販売代金等を①の集落営農の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

③ 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要です。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

必要に応じ書類を提出

通知

市町村が判断



集落営農の法人化の取組を支援する事業があるよ！
事業内容については、市町村にお問い合わせください。

都道府県に経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併等の取組に際し、経営診断を受けたり専門家に助言を求めたりすることに活用しよう！

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(以下「地方農政局等」という。)に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は令和6年7月1日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。

なお、申請手続については、33～37ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。

2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額：1,992億円)

ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

(1) 数量払 【交付単価は令和5年産～7年産に適用】

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

- は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。
- 麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるもの等は対象となりません。
- てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。
- 麦、大豆、そばは、農産物検査により一定以上の格付けがなされたもの又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い農産物検査による一定以上の格付けに相当すると確認されたもの（11ページ参照）が対象です。

② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

○面積払の交付を受けた場合、数量払の交付額から面積払の交付額を控除します。

○令和5年産から、課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれました。

※免税事業者の確認方法については、10ページを参照して下さい。

小麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

A～Dランク：たんばく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分（等級）		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分（糖度）		←(+0.1度ごと)	16.6度	→(▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,290	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（でん粉含有率）		←(+0.1%ごと)	19.6%	→(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,180	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

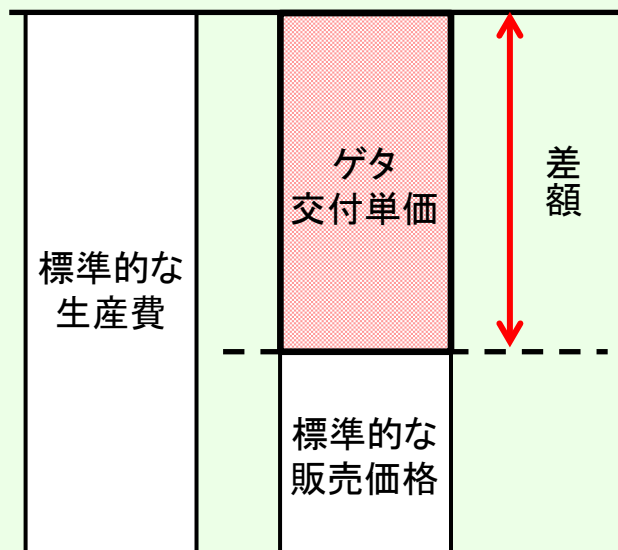
品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合等で区分

なたね

品質区分（品種）		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

交付単価のイメージ



(参考) 平均交付単価

【算定式】

10a当たり生産費

(直近3年平均)

平均交付単価

=

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はじか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれしよ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,930	5,810	4,850	8,630	9,430	5,070	14,280	16,720	7,710
免税事業者 向け単価	6,340	6,160	5,150	9,160	9,840	5,290	15,180	17,550	8,130

③ 免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。(組織として確定申告していない集落営農は、課税事業者向け単価が適用されます。)

後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付・返還となります。

確認に必要な書類

個人	<ul style="list-style-type: none"> ○2年前(※)の確定申告書(写)等 ※令和6年産の申請の場合、令和4年分 ○営農開始後2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)等
法人 (人格なき 社団含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等 ○設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等 ○設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等 及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等

注: 免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合には、課税事業者向け単価が適用されます。

確認書類の提出期限

令和6年7月1日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。
 なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

④ 農産物検査によらない品位等区分の確認

令和3年産から登録検査機関による農産物検査とは別に、品位等区分を確認する者（以下、「品位等確認主体」という。）が実施する、農産物検査の格付けと同等の確認が行われた対象畑作物も交付対象としています。

品位等確認主体について

★ 国が以下の要件を満たしていることを確認した組織・個人等です。

- ① 農産物検査を実施する登録検査機関と同様の器具機材を所有していること。
- ② 農産物検査の格付けと同等に品位等区分の確認を適正に行える能力を有すること。

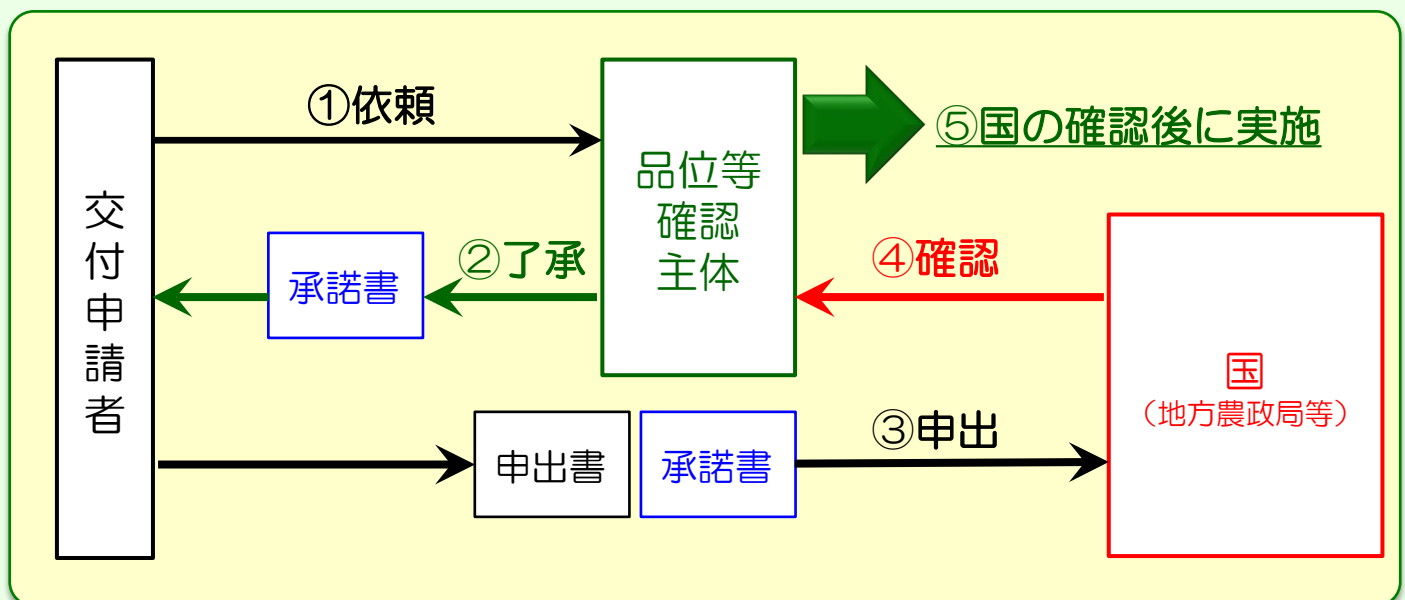
農産物検査によらない品位等区分の確認を受けるための手続

★ 交付申請時に申出書等を提出する必要があります。準備には長期間を要するため、提出期限に間に合うよう早めの相談をお願いします。

【具体的な手続】

- ① 交付申請者は、品位等確認主体に対して品位等区分の確認を事前に依頼します。
- ② 品位等確認主体は、交付申請者の依頼（申出）を承諾する場合は、承諾書等を交付申請者に送付します。
- ③ 交付申請者は、交付申請書に申出書及び承諾書等を添付の上、地域農業再生協議会又は地方農政局等に、令和6年7月1日までに提出してください。（過去に妥当性が認められた交付申請者でも申請年ごとに手続が必要です。）
- ④ 国は、申請者から提出された申出書等に基づき、品位等確認主体が要件を満たしているかの確認を行い、妥当性の確認完了を交付申請者に通知します。
- ⑤ 国から妥当性の確認完了を受けた品位等確認主体は、交付申請者が生産・収穫した対象畑作物の品位等を確認します。

具体的な手続の流れ



⑤ 数量払の交付申請期限について

【大豆・そば】	生産の翌年の4月30日
【大豆・そば以外の対象作物】	生産の翌年の3月5日

(2) 面積払（営農継続支払）

① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

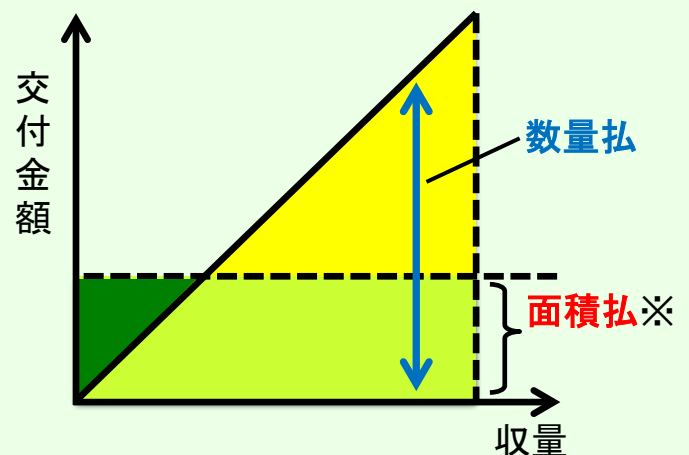
2.0万円/10a（そばは1.3万円/10a）

※ 自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、面積払分が交付される場合があります。

③ 交付対象者

対象畑作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

(参考) 数量払と面積払との関係



- 自然災害等の不測の事態に備えて数量払と面積払の両方の申請が原則となります。
- 面積払は、対象畑作物を生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするものであり、単に対象畑作物を作付けすれば交付されるものではありません。このことから、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出した単収が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出が必要となります。

地方農政局等は低単収となった要因が、

- ・ 真に自然災害等の不可抗力による減収
- ・ もともと生産性の悪い圃場での生産による減収
- ・ 適切な生産が行われていないいわゆる「捨てづくり」による減収

であるのか等、提出された理由書等の内容を確認の上、総合的に判断し、面積払の交付金の全額返還若しくは一部返還や交付金の交付の可否を決定します。

（所要額：419億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

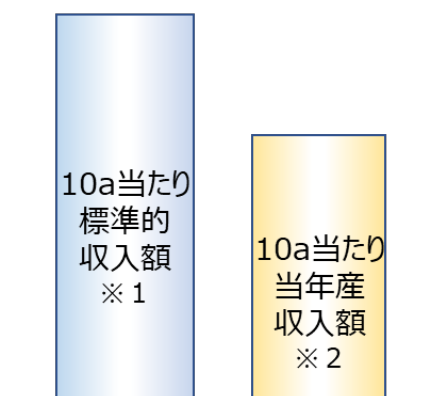
【対象作物】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（1）ナラシ対策の仕組み

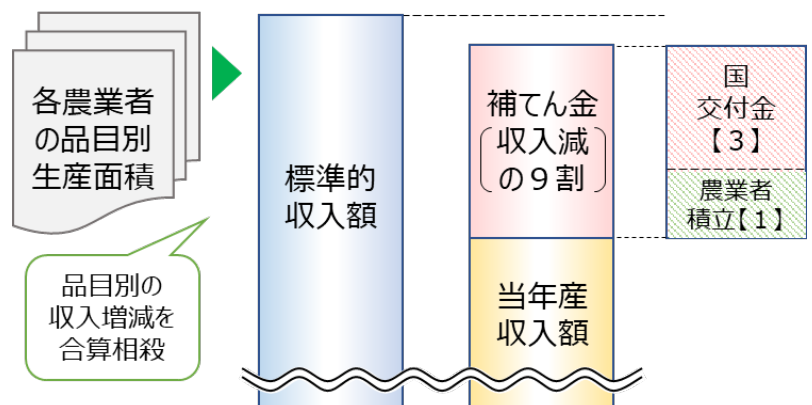
- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

交付金算定の概念

地域・品目別の計算



農業者別の計算



$$\text{補てん額}^{\ast 3} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

※1 直近5年のうち、最高年と最低年を除く3年の平均収入額

※1、2 米の場合、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、実単収を乗じて算出

※3 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整

(2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）

申請期間 **令和6年4月1日～7月1日** ※令和6年は6月30日が休日のため

内容 地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産予定面積等を記入した申請書等を提出する

提出書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)※
※米生産予定の方のみ。場合により契約数量が確認できる書類を添付

生産年

(参考) 収入保険・農業共済との関係

〈収入保険〉※
→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

又は

〈農業共済〉
→自然災害等による収穫量の減少を補償

+

〈ナラシ対策〉
→価格が下落した際等に、収入の減少を補てん

○「収入保険とナラシ対策」、「収入保険と農業共済」は重複して加入不可
○ナラシ対策は個別の災害補償に対応していないため、農業共済との同時の利用を推奨。

② 積立金の納付

納付期限 **～令和6年8月31日(土)** ※令和6年は金融機関の営業日に注意

内容 国から通知される積立額を納付する(振込手続きが納付期限までに完了する必要)

納付金額 国からの通知書に記載されている標準的収入額から、10%又は20%のいずれかの収入減少に対応する積立額を選択

③ 補てん金の交付申請

申請期間 **令和7年4月1日～4月30日**

内容

- ・地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産実績数量等を記入した申請書等を提出する

提出書類

- ・ナラシの交付申請書(様式第10-1号)
- ・米の生産実績数量の確認書類(16～17ページ参照)

④ 補てん金の算定・支払

交付時期 **令和7年5月下旬～6月頃**

内容 交付金算定の結果、支払いがある場合は、交付金は国から、積立金は各都道府県の積立金管理者からそれぞれ振り込まれる

積立額、補てん金の算定方法

- ・積立額は、国が農業者ごとの生産実績数量を地域の令和6年産単収で換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定
- ・補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定
- ・地域の令和6年産単収が平年単収の9割を下回った場合、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除

生産年の翌年

(3) 積立額及び補てん額の算定例

①・② 加入時の積立金納付額の算定例

Aさん



【加入時】

生産予定面積

米 6ha
大豆 4ha

20%の収入減少に対応する積立額を納付する場合

品目	Aさんの生産予定面積(ha)	地域の10a当たり標準的収入額(円/10a)	Aさんの積立基準収入額(円)	Aさんの積立金納付額(円)
	①	②	③=①×②	④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

※ 積立額は、前年産からの繰越しがある場合、その繰越分を差し引いた額となります。

※ 積立額の計算に用いる4.5%の内訳は

“20% × 補てん9割 × 補てん原資の農業者負担割合1/4”

③・④ 交付申請後に確定する積立額の算定例

【交付申請時】

生産実績数量

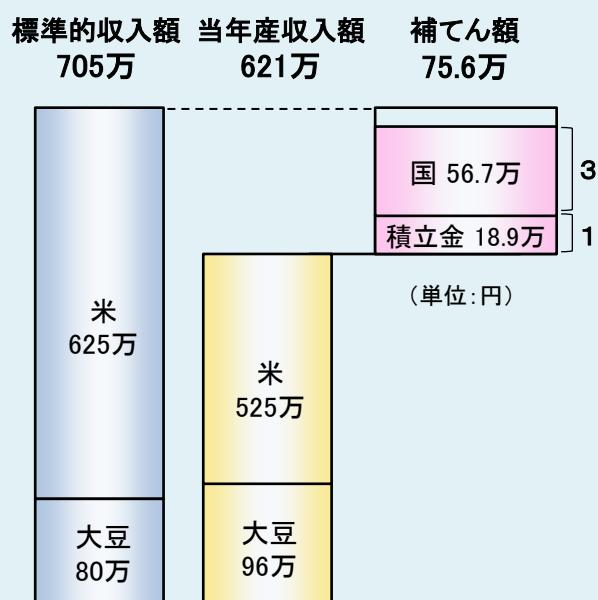
米 25,000kg
大豆 8,000kg
の場合

品目	Aさんの生産実績数量(kg)	地域の当年産単収(kg/10a)	Aさんの生産面積換算値(ha)	Aさんの標準的収入額(円)	Aさんの確定した積立額(円)
	⑤	⑥	⑦=⑤÷⑥	⑧=⑦×②	⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

Aさんに**56,250円**(=④373,500-⑨317,250)が返納されます。 ←

④ 補てん額の算定例

品目	Aさんの生産面積換算値(ha)	Aさんの標準的収入額(円)	地域の10a当たり当年産収入額(円/10a)	Aさんの当年産収入額(円)
	⑦	⑧=⑦×②	⑩	⑪=⑦×⑩
米	5	6,250,000	105,000	5,250,000
大豆	4	800,000	24,000	960,000
計		7,050,000		6,210,000



Aさんの補てん額(円)

⑫=(⑧-⑪)×9割

756,000

※ 補てん額756,000円(⑫)の内訳は、3/4が国の交付金567,000円(⑬)、1/4がAさんの積立金189,000円(⑭)となります。

※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- 令和4年産から、需要に応じた米生産を後押しするため、ナラシ対策の補てん対象となる米は農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等に限定されています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時（令和6年7月1日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子用は除く）で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米： 取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米： 販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

（抜粋イメージ） 出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
JA〇〇	〇〇kg
▲▲商店	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	（参考）前年実績
①卸・小売	〇〇kg	〇〇kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(2)は、実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。（当面の取扱い）

- 注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。
注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。
注3) 契約数量が0や空欄、計画数量が全く記載されない場合は原則交付対象外です。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類の提出が必要です。
（麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです（8、9ページ参照）。）
- 令和4年産から農産物検査制度において「水稻うるち玄米」に限り、機械鑑定を前提とした検査規格が追加されたため、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
（販売伝票等）
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
（1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等）
- ③ 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
（水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等）
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

産地	銘柄	等級	数量
OO産米	コシヒカリ	1	1200kg
山口産米	あきたこまち	2	900kg
岡山産米	あきたこまち	3	300kg

農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・ 3等以上に等級格付けされたもの
- ・ 水稻うるち玄米の機械鑑定による場合、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの

注）確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例 1 農産物検査で等級格付された米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（3等以上）

確認書類の提出例 2 農産物検査で機械鑑定した水稻うるち玄米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの）

確認書類の提出例 3 農産物検査を受検しない米

- ・ ①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（追記不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）

4 水田活用の直接支払交付金

(令和6年度予算概算決定額：2,905億円の内数)

水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物等を生産する農業者を支援します。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

(2) 支援内容

① 戦略作物助成

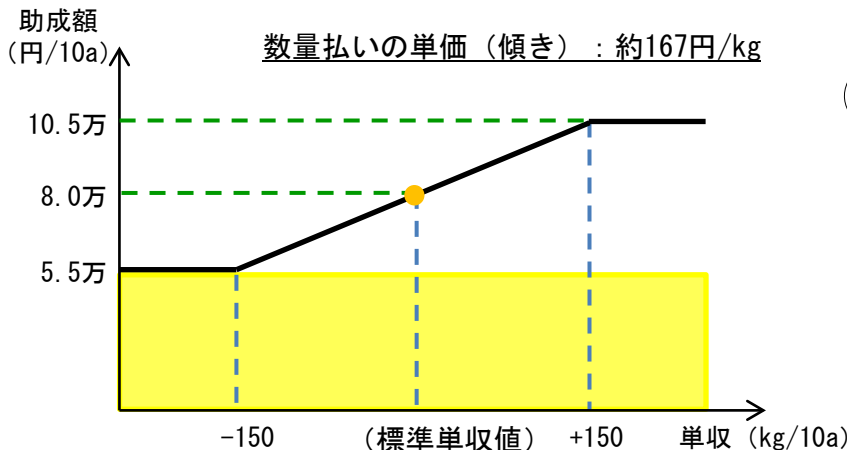
- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

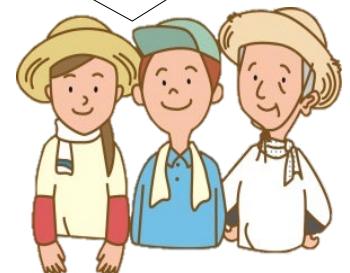
※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。（21ページ参照）

<飼料用米（多収品種）・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



収量上がるほど助成額が増えるのかあ…
努力が報われる仕組みだね！



- ・ 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法[※]により助成対象数量が確認できることを条件とします。 ※ ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票等による確認
- ・ 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times$$

(小数点以下切り上げ)

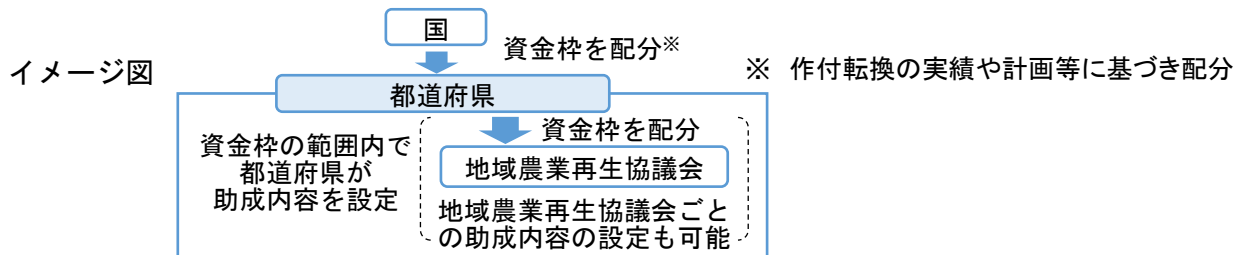
当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量

ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量

② 産地交付金

基本的運用

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。



- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して資金枠を追加配分します。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※ （3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
 - ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
 - ② 経営所得安定対策等の趣旨を損なうような助成としないこと
（例：品位の低いもののみへの加算）
 - ③ 主食用米、備蓄用米、不作付地への助成は行わないこと 等

適切な使途設定の徹底

- 単価設定の根拠を明示
各地域の主食用米の所得水準等に照らした適切な単価設定を行うこと
- 取組の定着度に応じた適切な支援年限の設定等、作付転換等の推進に効果的なものとなるよう支援内容を継続的に見直し
 - ・ 必要以上の期間にわたって、同一品目を同単価で支援しない
 - ・ 転換初年度の単価を高くし、2年目以降は引き下げる 等

水田収益力強化ビジョン

- 高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものです。

○ 主な規定項目

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- ・ 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標
- ・ 畑地化を含む水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標
- ・ 作物ごとの取組方針（課題、生産性向上等に向けた取組、需要の確保・開拓に向けた取組、活用施策等）
- ・ 作物ごとの3年以内の作付予定面積等

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・ 課題、支援対象作物、支援単価、具体的な要件
- ・ 使途ごとの3年以内の目標（課題の達成状況が評価可能な定量的な目標） 等

※ 都道府県段階及び地域農業再生協議会での検討を経て作成の上、都道府県から国に提出

※ 各都道府県・地域における産地交付金による助成内容（対象作物・単価・要件等）の概要を含め、各都道府県・地域の水田収益力強化ビジョンを公表

③ 都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

畑地化促進助成

（令和6年度予算概算決定額：2,905億円の内数）

（令和5年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施）

- 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援します。

① 畑地化支援

- ア 高収益作物（14.0万円/10a）
- イ 畑作物（高収益作物以外）※¹（14.0万円/10a）

② 定着促進支援（①とセット）

- ア 高収益作物（2.0万円（3.0万円※²）/10a×5年間）
- イ 畑作物（高収益作物以外）※¹（2.0万円/10a×5年間）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援※³（1.0万円/10a）

※¹ 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等

※² 加工・業務用野菜等の場合

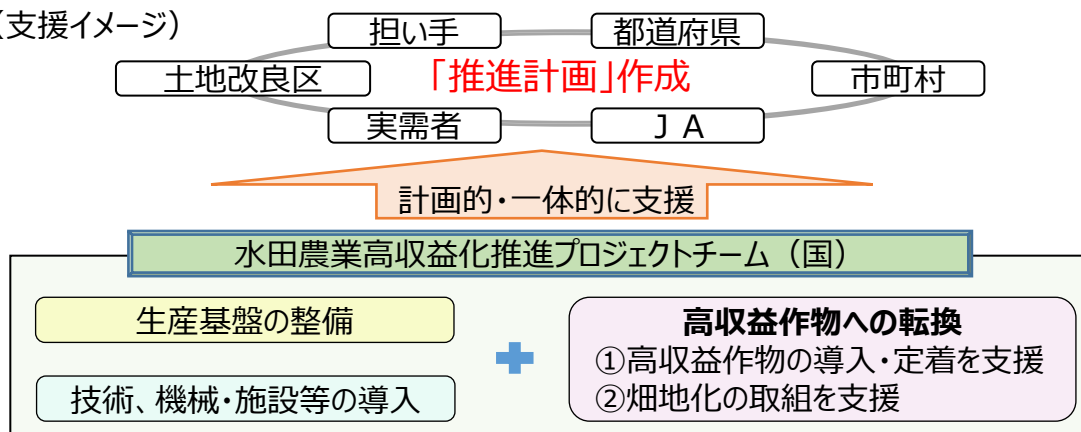
※³ 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

水田農業高収益化推進計画

- 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

（支援イメージ）



(3) 令和6年産における水田活用予算の拡充・見直し全体像

【 令和5年産 】

【 令和6年産 】

水田活用の直接支払交付金【R5当初】

○戦略作物助成、産地交付金等*

- ・ 米粉用米・飼料用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約：1万円/10a等

○畑地化促進助成

- ①畑地化支援*、②定着促進支援*、③産地づくり体制構築等支援、④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業【R4補正】

- 畑地化支援*：高収益作物17.5万円/10a
畑作物 14.0万円/10a
- 定着促進支援*：高収益作物、畑作物
2.0（3.0※）万円/10a×5年間
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援
：1協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援
：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業*【R4補正】

- ・ 対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・ 支援単価：4万円/10a
（R6年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業*【R5当初】

- ・ 対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・ 支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

水田活用の直接支払交付金【R6当初】

○戦略作物助成、産地交付金等*

- ・ 飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
- ・ 飼料用米（一般品種）への数量払い
：標準単価7.5万円（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a等
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

○畑地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨

- ①畑地化支援*
②定着促進支援*
③産地づくり体制構築等支援
④子実用とうもろこし支援* ※従来の支援内容と同じ

畑地化促進事業【R5補正】

- 畑地化支援*：高収益作物14.0万円/10a、畑作物14.0万円/10a
※配分基準から取組品目（高収益作物、それ以外等）によるポイントを削除
- 定着促進支援*：高収益作物・畑作物
2.0（3.0※）万円/10a×5年間 ※業務・加工用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業*【R5補正】

- ・ 対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・ 支援単価：4万円/10a（R7年に畑地化する場合は4.5万円/10a※）
※畑地化に取り組む地域農業再生協議会を優先採択。また新規取組者の割合等によるポイントを追加

コメ新市場開拓等促進事業*【R6当初】

- ・ 対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・ 支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
※配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加

（注：*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。）

(4) 令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和6年産から、主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系へ転換します。
- 令和6年産以降は、一般品種について、引き続き支援対象とするものの、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げます。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、5.5～9.5万円/10a（標準単価 7.5万円/10a） or ・ 単価7.5万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、5.5～8.5万円/10a（標準単価 7.0万円/10a） or ・ 単価7.0万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、5.5～7.5万円/10a（標準単価 6.5万円/10a） or ・ 単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

※多収品種の種子の確保に向けては、産地づくり体制構築等支援が活用可能です。（24ページ参照）

(5) 交付対象水田について

- 水田活用の直接支払交付金については、畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆等の畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付の対象としない方針としています。
- 本方針について、令和4年4月から7月にかけて調査した現場の課題を踏まえ、ルールを具体化しました。

5年水張りルール具体化

- 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としません。
- ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。
- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。
- ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
 - ① たん水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

※ 現行ルール：たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外

(6) 飼料用米の申請項目の変更について

- 飼料用米の数量払いについて、これまでは、数量払いの基準となる標準単収は、主食用米の1.7mmのふるい上の米の収量を用いて設定していた一方、実際の数量払いの単価計算にあたっては、ふるい下米も含めた合計収量により単価が計算されていました。
 - 令和5年度からは、収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算します。
 - 数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。
- ※ **飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。**
ふるいにかけない場合は、**地域ごとの1.70mmふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することができます。**

5年産からの運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量	収穫量の内訳を追加	
				ふるい上※	ふるい下※
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

※地域のふるい下の発生率で計算可

合計収量のうち
ふるい上の米により単価を計算

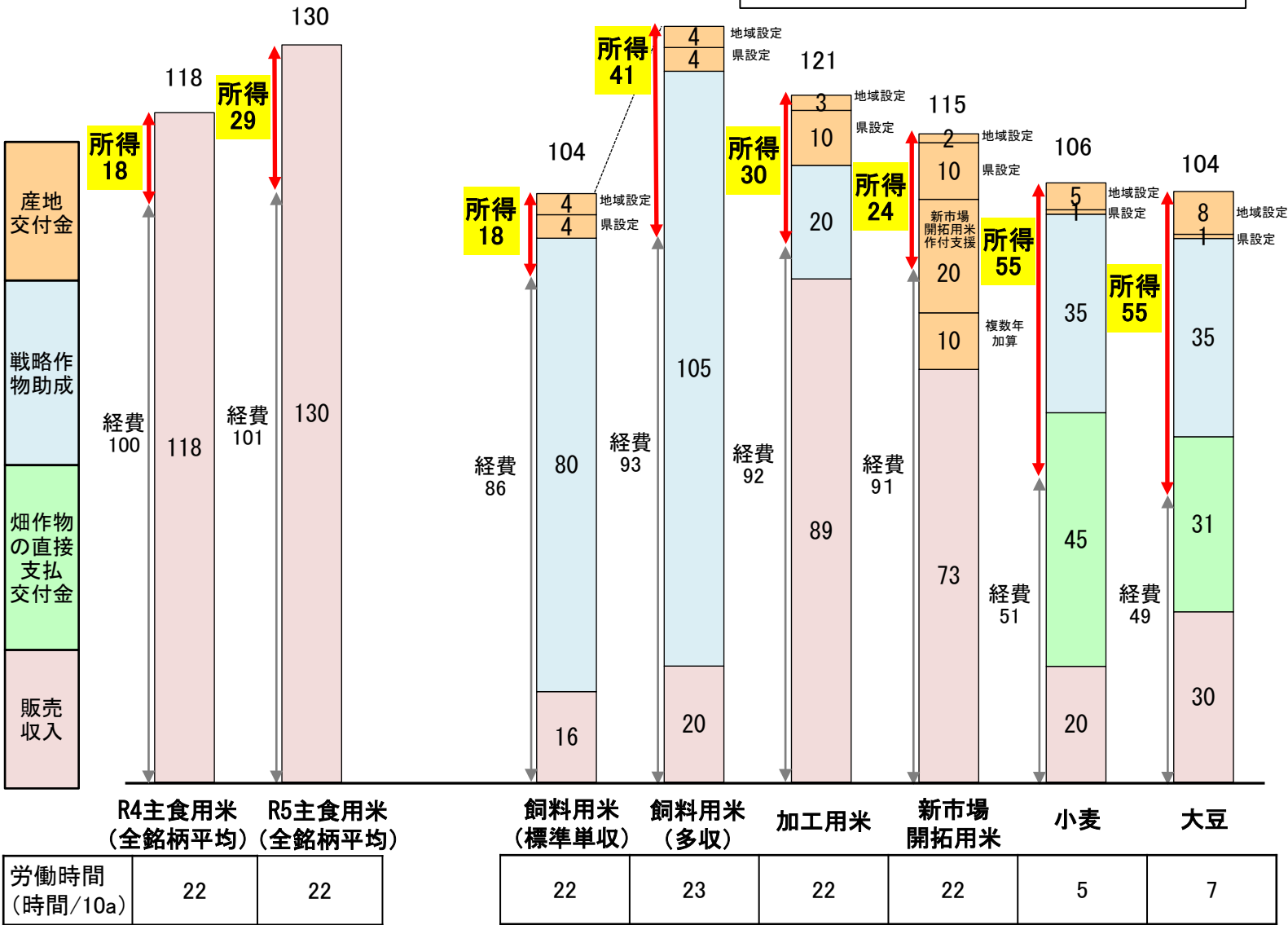
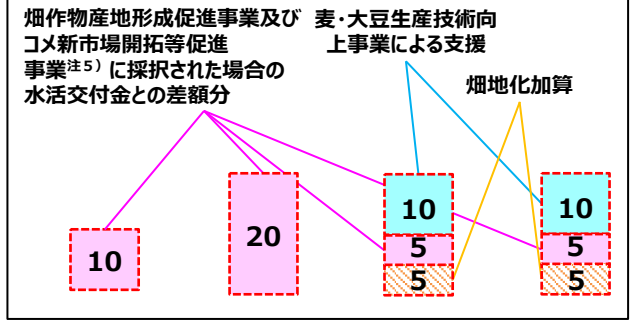
(参考) 令和6年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10a当たりのイメージ)

【都道府県連携型助成】

県の独自支援への
上乗せがあった場合
※R6での拡大分
※最大10千円/10a

国:5
県による支援:5

(単位:千円/10a)



注1) 販売収入

- 主食用米の販売収入は、令和4年産については令和4年産通常平均(出回り~翌年10月)の相対取引価格から算定。また、令和5年産については令和5年産(出回り~12月)の相対取引価格から算定。
- 小麦、大豆の販売収入は、令和元年産から令和3年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- 飼料用米、加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。

注2) 畑作物の直接支払交付金

- 畑作物の直接支払交付金の平均交付単価については、免税事業者向け平均交付単価(小麦6,340円/60kg、大豆9,840円/60kg)。

注3) 産地交付金

- 産地交付金の県設定および地域設定単価については、令和5年計画ベース(6月末)の平均交付単価。
- 新市場開拓用米の複数年契約加算は、3年以上の新規契約のみ対象。(コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象)

注4) 経費及び労働時間

- 経費は農産物生産費統計の全国平均(小麦、大豆は令和元~3年の平均、その他は令和4年)及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算定。
- 飼料用米の単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

注5) その他支援

- 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業単価(麦・大豆・新市場開拓用米:4万円/10a、加工用米:3万円/10a)と、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦・大豆:3.5万円/10a、加工用米:2万円/10a)・産地交付金(新市場開拓用米:2万円/10a)との差額。
- 麦・大豆生産技術向上事業において、新たな営農技術等を導入する取組について、事業に採択された場合に支援(最大1.0万円/10a)。
- 畑地化加算は、畑作物産地形成促進事業においてR7年度に畑地化に取り組む場合に支援(0.5万円/10a)。

※ ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

5 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

支援内容

（令和5年度補正予算額：750億円）

畑地化支援・定着促進支援

畑地化支援

水田を畑地化※1して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

※1 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。

定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畑地化支援 (令和6年産単価)	2 定着促進支援 (令和6年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円/10a	・ 2.0(3.0※2)万円/10a × 5年間 または ・ 10.0(15.0※2)万円/10a (一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

※2 加工・業務用野菜等の場合

注： 畑地化支援及び定着促進支援は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

産地づくり体制構築等支援

産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せ等※3）に要する経費を支援します。

（定額（1協議会当たり上限300万円））

※3 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域農業再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

土地改良区決済金等支援

畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

（定額（ただし上限25万円/10a））

6 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

1 畑作物産地形成促進事業

(令和5年度補正予算額：180億円)

① 支援内容

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a

- 加算措置：令和7年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畑地化加算）
- 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる主な取組メニュー

※ 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から1つ以上を含めた3つ以上の取組を行うことが必要

麦	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥 等
大豆	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業（傾斜均平） ⑦摘心栽培 ⑧畝間かん水 等
高収益作物	①生物農薬の活用 ②農薬によらない病虫害対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 等
子実用とうもろこし	①排水対策 ②均平作業（傾斜均平） ③堆肥の利用 ④効果的な施肥 ⑤農薬によらない病虫害対策 ⑥生物農薬の活用 ⑦難防除雑草対策 ⑧化学肥料の使用量削減 等

2 コメ新市場開拓等促進事業

(令和6年度予算概算決定額：110億円)

① 支援内容

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円/10a

- 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる主な取組メニュー

※ 品目ごとに3つ以上選択

新市場開拓用米 加工用米 米粉用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり 等
-------------------------	---

【両事業についての留意事項】

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
 - ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
 - ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
 - ※4 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米（2万円/10a））の対象面積から除きます。
- 注：畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、7月1日までに国に必要書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、27ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



取組計画の申請時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に7月1日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができず、交付金の対象となりませんので、提出期限は厳守してください。なお、加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で締結した、販売数量等を記載した「販売に関する契約書の写し」等は令和6年度からは各自保管し、求めがあった場合には提出できるようにしてください。

【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「**買い受けた米を他の用途に転用しないこと**」を誓約した誓約書

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「**区分管理方式**」を選択する場合、農業者が作成した「**区分管理計画書**」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「**ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと**」等を誓約した誓約書
- ③ 加工用米に取り組む場合、需要者が作成した「**加工用米の仕入状況等**」
- ④ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑤ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

※ ふるい下米や規格外等の低品位米の発生が想定される場合は、低品位米が生じた際の用途、販売先を「取組計画書」に記載してください。

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。



(1) 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』**を出荷（※）してください。

※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金を支払いません。関係法令等に基づく措置等も執られます。（28ページ参照）
 - ② **主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（29ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

※ 飼料用米の数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。（22ページ参照）

(2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、以下の算出方法により契約数量を変更することができます。**
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
 - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収 / 作柄表示地帯の平年単収)**
(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収 / 当該農業者の当初の単収)**
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - ・ **当初の契約数量 - (加工用米等生産予定面積 / 全ての水稻作付面積 × 減収量)**
(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量

※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

(3) 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が執られますので注意してください。

(4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の生産、出荷状況等を確認します。



(5) 不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① 名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還又は申請中の交付金の不交付
 - ③ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない（捨てづくりが確認された場合も同様）等の措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

遵守事項

チェック
☑ 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>
・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行う等、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
〔 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用等と表示
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック
☑ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
☑ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
☑ 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>
・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

注：50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米穀（もみ、玄米、精米等）・米穀を原材料とする飲食料品（米穀粉、米菓生地、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん）を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

記録事項

品名、産地^{※1}、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、米穀の用途^{※2}等

※1 米穀の場合はその産地、米穀を原材料とする飲食料品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」等の用途を記載

(参考) 米トレーサビリティ法の産地情報の伝達

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をJAや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、その容器・包装等への表示その他の方法により伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>
・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。
・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法



立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。

8 小麦・大豆の国産化の推進

(令和5年度補正予算額：130億円、令和6年度予算概算決定額：0.5億円)

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、水田・畑地を問わず、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備等を支援します。

(1) 麦・大豆生産技術向上事業

① 支援対象

- 対象作物：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆
- 対象ほ場：水田・畑地
- 対象者：農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会等
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- 採択要件：『麦・大豆国産化プラン』を作成していること等

② 支援内容

- 話し合い等を通じた生産性向上の推進経費
団地化やブロックローテーション等の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化等にかかる費用を実費で支援します。
支援の上限額は事業実施主体の作付面積に応じて異なります。
50ha未満：100万円以内、50～150ha：200万円以内、150ha以上：300万円以内
※北海道の場合の基準面積は下記のとおりとします。
100ha未満：100万円以内、100～300ha：200万円以内、300ha以上：300万円以内
- 新たな営農技術等の導入
生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて1万円/10a以内で定額※支援します。
※ 取組内容により単価は異なります。

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）

I 麦・大豆機械導入対策

- 生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。
(1/2以内、50万円以上5,000万円未満※の機械・施設が対象)
※ ほ場で使用する機械に限り、1億円未満の機械が対象となりますが、5,000万円以上1億円未満の機械を導入する場合の上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円となります。

II 麦・大豆生産・加工施設整備対策

- 国産麦・大豆の供給量・品質の安定化、利用拡大に向け、乾燥調製施設や農産物処理加工施設の整備等を支援します。(1/2以内)

III 麦・大豆ストックセンター整備対策

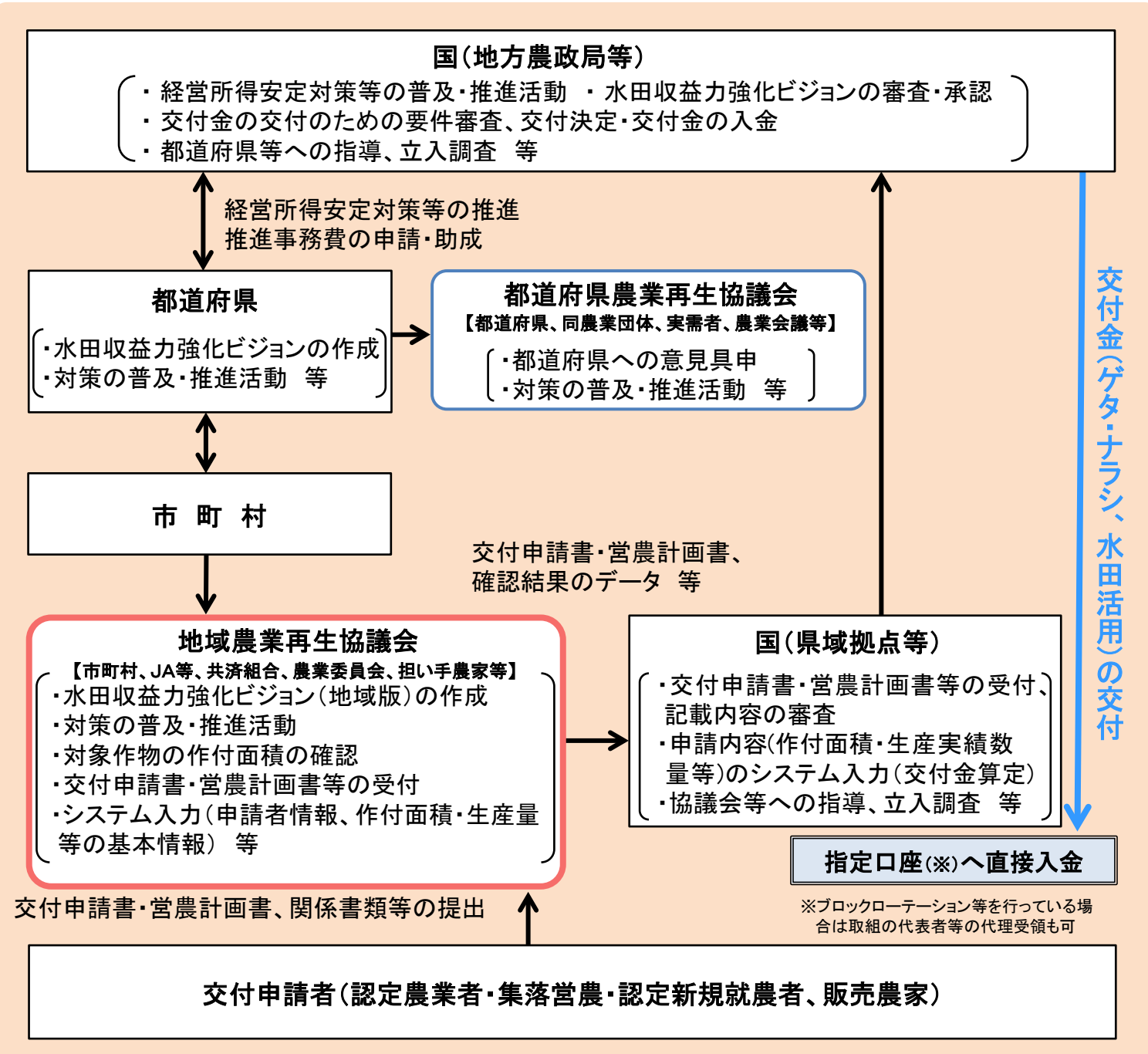
- 不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備や、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設と乾燥調製施設の整備を支援します。(1/2以内)

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

9 経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策等(ゲタ・ナラシ対策及び水田活用直接支払交付金)は、国が対象となる取組を行う農業者に対して、直接、交付金を交付する仕組みです。

また、市町村等の地域段階において設置された「地域農業再生協議会」は、同対策の普及・推進活動をはじめ、農業者の申請手続・取組の要件確認等を実施し、交付金の交付等の事務が円滑に進むよう、国と連携・協力した推進体制により同対策を実施しています。



(参考) 地域農業再生協議会とは

都道府県農業再生協議会のもと、概ね市町村単位で設置される「地域農業再生協議会」は、全国で約1,560ヶ所あり、市町村、JA等、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、農業改良普及センター、農業者の代表等の農業関係者で構成されています。

農業者の方々が、最寄りの同協議会が開催する説明会等への出席や、同協議会へ個別に相談いただくことにより、対策の詳細な内容(追加・変更点等)や、提出すべき必要書類、地域や協議会別に設定される提出期限等の詳細を把握することができます。

10 申請される方が留意すべき事項

(1) 適切な生産を行っていない方は交付金が交付されません

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（18ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がない等、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(2) 農業者年金を受給されている方は申請できません

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。既に経営移譲をしている方やこれから経営移譲する方は特に注意が必要です。

農業者年金に関することは、JA、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(3) 農業経営の承継等

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続及び農業経営の承継等に関する手続を行う必要があります。

- ① 相 続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合 併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

(1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を令和6年7月1日までに、**最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出する必要があります。**

申請者

農業者



提出先窓口

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は
国（地方農政局、県域拠点等）

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うこともできます。（詳細は50、51ページを参照してください。）

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認してください。誓約事項に**違反した場合は、交付金の返還等、厳正な措置**が執られます。
- ・ また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。
また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。
〔なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。〕
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
〔この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。〕
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**
 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**
 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、**正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと**、**その他交付要件を満たす取組が行われていないこと**が判明した場合
 - (4) **必要書類が保管されていないため**、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合**
 - (5) 地方農政局等による「**経営所得安定対策等立入調査**」に応じない場合、また、同調査において、**虚偽の回答等を行った場合**

様式第1号別紙1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度の範囲内で提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖繩総合事務所及び都道府県において、必要最小限度の範囲内で利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど申請手続が軽減されるほか、加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業等
機関等	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県及び市町村に設置される農業技術センター、農業技術センター

どちらも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！

(2) 交付申請書の記載例

様式第1号(表面)

申請者の押印は不要です。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和6年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に○印を付けてください。

① 交付申請者欄	フリガナ	ノウリン タロウ	申請年月日	令和6年	月	日
	氏名又は法人・組織名	農林 太郎	生年月日	年	月	日
	フリガナ		職・証			
	代表者氏名(法人・組織のみ)		職・職			
	(〒 123 - 4567)		経営形態	認定状況		
住所	東京都千代田区霞が関1-2-1		<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 認定農業者		
			<input type="checkbox"/> 集落営農(構成員 人)	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者		
			<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラン対象)		
				<input type="checkbox"/> 認定なし		
			電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)		
			法人番号	0	1	2
				0	-	3
				4	5	-
				6	7	8

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に☑チェックしてください。

氏名、住所を記入してください。

氏名、住所等が印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は訂正してください。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラン)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

② 交付申請内容(令和6年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。 ※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面にも記載欄があります。					
交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請			収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請	
	面積払の申請				
令和6年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> しない	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況	無			無	
水田活用直接支払交付金に係る事業					
事業名	水田活用の直接支払交付金の申請			コメ新市場開拓等促進事業の申請	
令和6年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況	無			無	
事業名	畑作物産地形成促進事業の申請			畑地化促進事業の申請	
令和6年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況	無			無	

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に○印を付けてください。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (ゲタ・ナラン・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)	
<input checked="" type="checkbox"/>	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

別記様式「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート確認事項」をご確認の上、確認事項に☑チェックしてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)		
登録済の振込口座	「個人情報取扱い」に記載された内容について	
<input checked="" type="radio"/> 変更なし	<input type="radio"/> 新規	<input type="radio"/> 変更あり
	<input checked="" type="radio"/> 同意する	

該当する欄に○印を付けてください。

次に行きます

様式第1号(裏面)

※ゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)※該当するものに○を記入してください。

【個人又は法人が記載】			【集落営農が記載】	
収入保険の加入状況	加入している ○ 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)	有(人) 無	
・営農開始・法人設立からの期間	2年以上 2年未満	前年の税務申告の状況	青色申告 白色申告	各構成員が申告 (組織として申告なし) 青色申告 白色申告

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
 ※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積」欄に記載する必要があります。
 ※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和6年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
 ※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m ²
秋期には種する小麦		2,040 m ²
大豆		4,022 m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

10% 20% の減収に対応した積立金を納付予定。

⑧ ゲタ対策数量払の単価選択(ゲタ申請者が記載)

令和6年6月末時点の状況を基に、申請する単価にレ印を記入してください。
 免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

免税事業者向け単価 課税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外)

⑨ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

該当する項目に○印を付けてください。
 ①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。
 ②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に○印を付けてください。

ナラシの申請を「する」に○印を付けた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

ナラシの申請を「する」に○印を付けた方は、積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

ゲタの申請を「する」に○印を付けた方は、課税事業者・免税事業者等の状況をもとに申請する単価のいずれかに☑チェックしてください。(10ページ参照)

確認事項に☑チェックしてください。

(3) 交付申請書に添付して提出する書類

① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳の写し等)、総会資料の写し(決算書類等)

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます(新規・変更がある場合は提出が必要です)。
 注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化する等の場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

② その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- ・ 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローテーション等、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」(様式第3号)を提出してください(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください)。

(4) 営農計画書の記載例

印字されている氏名、住所などをご確認ください（押印は不要です）。訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。

（年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。）

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ ノウリン タロウ	農林 太郎	法人、組織の代表者氏名	フリガナ
	住所	(〒123 - 4567)	東京都千代田区霞が関1-2-1	電話	012-345-6789
			FAX		
			経営形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員) <input type="checkbox"/> 法人	

対象畑作物	生産予定面積※1
小麦	春まき a m ²
	秋まき a m ²
二条大麦	37 95 a m ²
六条大麦	a m ²
はだか麦	a m ²
大豆	a m ²

※1 ゲタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、
 (1) ゲタに申請する方は、必ず、生産予定面積を
 (2) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積
 (3) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び
 (4) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。
 (5) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆
 (6) そばは、数量払の対象とならない種子用を除く
 (7) なたねは、数量払の対象とならない食用植物
 ※2 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付のみ「する」に○をつける。なお、一部の品目のみ希望する対象作物名を記入する。

【農業共済加入状況(加入予定)記入欄】
 加入している又は加入予定の場合は「○」を付けてください。

農業共済加入状況(含加入予定)記入欄
 ※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入

農作物共済		畑作物共済				
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん物肥料用 ばれいしよ	
○	○	○	○			

R4・R5開始	一括交付方式	○	分割交付方式
R6開始	一括交付方式	○	分割交付方式

【畑地化促進事業のうち定着促進支援】
 畑地化促進事業のうち定着促進支援に取り組む場合は、開始年ごとに対象面積を記入してください。

度も継続して一括交付を希望する場合に「○」を付けてください。

高収益作物定着促進支援	対象面積	R4	R5	R6
	a	m ²	a	m ²

高収益作物定着促進支援	開始年	R4	R5	R6
	対象面積※	a	m ²	a
畑作物定着促進支援	開始年	R4	R5	R6
	対象面積	a	m ²	37 a 45 m ²

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる

【交付対象農地区分】

水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」です。畑地は「3」です。地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は)

農地の番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分(注1)	水稲作付最終年(注2)	作期(注3)	面積(本地面積)	作物作付面積(注4)	作物名(注5)	は種の有無(注6)	自家消費該当	多収品種(注7)	品種名	
												耕地番号
ほ 場	0001	0001	上野1	1	R4	1	80 25 a m ²	80 25 a m ²	主食用米			
	0002	0001	上野2	1	1	11 29 a m ²	11 29 a m ²	飼料作物(子実用とうもろこし)				
	0003	0001	上野3	1	1	41 29 a m ²	41 29 a m ²	WCS用稲				
	0004	0001	上野4	1	1	100 25 a m ²	100 25 a m ²	飼料用米			○	タカナリ
	0005	0001	上野5	2	1	40 22 a m ²	40 22 a m ²	大豆				
	0006	0001	上野6	1	2	17 55 a m ²	17 55 a m ²	小麦				
	0007	0001	上野7	1	1	17 55 a m ²	17 55 a m ²	そば				
	0008	0001	上野8	1	1	17 55 a m ²	17 55 a m ²	白菜			○	
	0009	0001	上野9	2	1	6 23 a m ²	6 23 a m ²	ブルーベリー				
	0010	0001	上野10	1	1	12 29 a m ²	12 29 a m ²	なたね				
	0011	0001	上野11	1	1	30 33 a m ²	30 33 a m ²	大豆				
	0012	0001	中野6	1	1	37 45 a m ²	37 45 a m ²	キャベツ				
	0013	0001	中野7	1	1	50 25 a m ²	50 25 a m ²	新市場開拓米				
	0018	0001	下町5	1	1	40 10 a m ²	40 10 a m ²	飼料作物(牧草)	○			

【作期】
 二毛作の場合は「2」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを裏作とするときは、小麦の作期を「1」、そばの作期を「2」と記入してください。

【水稲作付最終年】
 前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください。(ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要)例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和6年度の営農計画書提出時に「R4」と記入してください。

【作物名、は種の有無】
 作物として牧草が該当する場合、作物名には飼料作物(牧草)と記入し、当年度において、は種を行う場合には、は種の有無の欄に「○」を付けてください。

(注1) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年以降は「3」を記入する。また、畑地化支援及びその他畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては「1」を記入する。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください(記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。)

12 交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール (予定)

	令和6年												令和7年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認														
							ゲタ対策の数量払の交付 (麦・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・なたね)						ゲタ対策の数量払の交付 (大豆・そば)								
						ゲタ対策の 面積払の交付			水田活用の直接支払交付金の交付												
			ナラシ対策の 積立て申出															交付 申請		ナラシ対策の 補てん金の 交付	
			積立金の納付																		

(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、7月1日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。
 ナラシ対策に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期 (予定)

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
 - ア 面積払 : 生産年 8月 ~ 10月頃
 - イ 数量払 : 生産年 7月 ~ 生産年翌年5月頃
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） : 生産年翌年5月 ~ 6月頃
- ③ 水田活用の直接支払交付金 : 生産年 8月 ~ 生産年翌年3月頃

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。また、令和5年産からゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は4月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

注：畑地化促進事業、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

税制特例の内容

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合

：積み立てた準備金



準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は**必要経費算入**
- ② 法人は**損金算入**

（積み立てない交付金は、課税対象になります。）

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

対象者

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画※**に位置付けられた**農業を担う者**
- 地域計画が策定されていない場合は、**人・農地プラン**に位置付けられた**中心経営体**

※ 地域計画は、令和5年4月から令和7年3月までの2年間で策定されます。

令和7年度以降、認定農業者が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須となり、**位置付けられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります**（令和7年度税制改正において、制度の延長が認められることが条件となります）。

対象資産

- **農用地**
農地、採草放牧地
- **農業用の機械・施設等**
 - ・ 機械及び装置 ・ 器具及び備品
 - ・ 建物及びその附属設備 ・ 構築物 ・ ソフトウェア

注：機械・施設等は、令和5年度から取得価額が30万円未満のものは対象外となります。

対象交付金

- **経営所得安定対策の交付金（ゲタ・ナラシ）**
- **水田活用直接支払交付金**
 - ・ 水田活用の直接支払交付金*
 - ・ 畑地化促進事業（R5補正）*
 - ・ 畑作物産地形成促進事業（R5補正）
 - ・ コメ新市場開拓等促進事業

注：*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。



農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

証明書の申請手続については、お気軽に地方農政局・県拠点等にお問い合わせください。

1 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



【加入できる方】

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策については、同時に加入できます。

【保険期間】

税の収入算定期間と同じです。

個人: 1月～12月 法人: 事業年度の1年間

(1) 補てんの仕組み

○ 保険期間の収入(農産物の販売収入)が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんします。

※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大等保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※ 毎年の農産物(自ら生産したもの)の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。

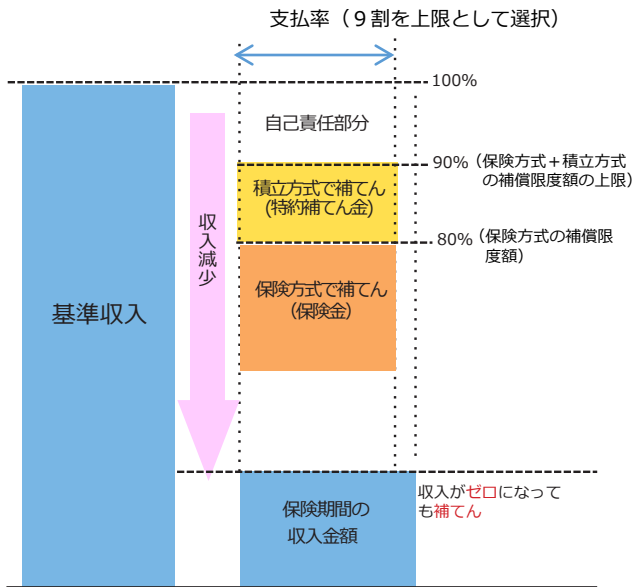
※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶等の簡易な加工品の販売収入も含めます。

※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

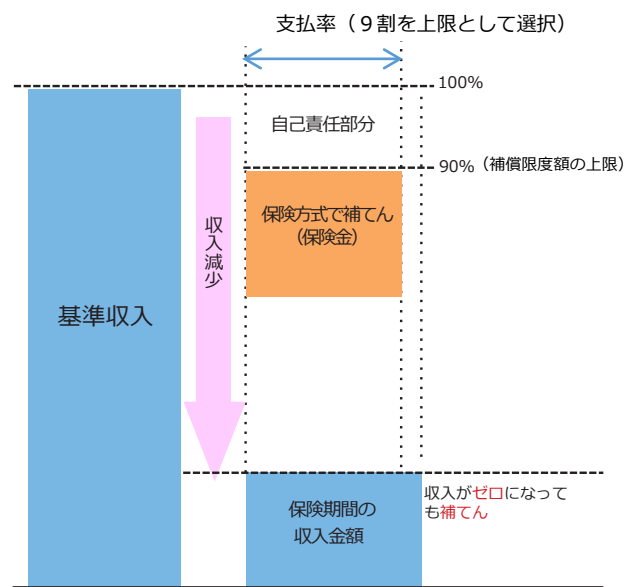
収入保険の補てん方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます（※5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	8.5万円	保険料	17.7万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料 (事務費)	2.2万円	付加保険料 (事務費)	2.2万円
合計	33.2万円	合計	19.9万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

(2) 付加保険料 (事務費) を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料 (事務費) が割引となります。

	インターネット申請と自動継続特約を 両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合 : 新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
- 自動継続特約のみの場合 : 新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

(3) 無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中に自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

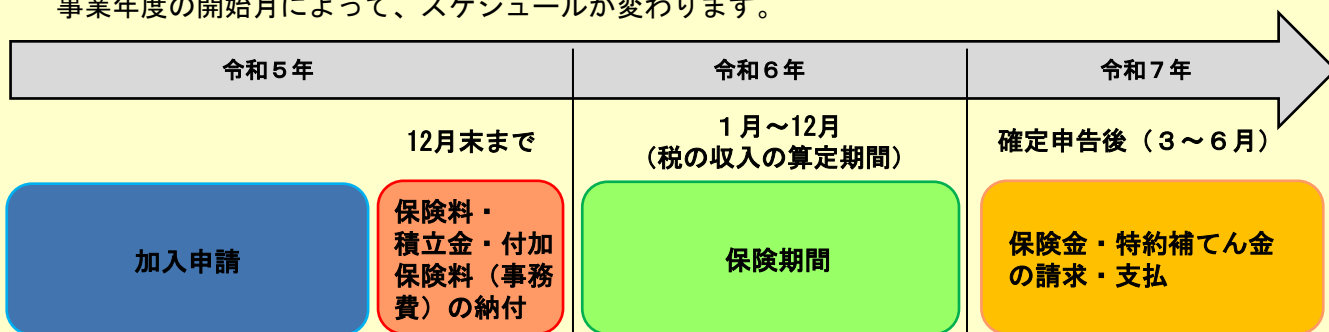
(4) 野菜価格安定制度との同時利用について

収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年からの新規加入者は、2年間(令和4年、令和5年加入者は3年間)の同時利用を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しないこととします。

- ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
- ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

<加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。



収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)等詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。

▶ [収入保険 NOSAI](#)

検索

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物共済**と**畑作物共済**があります。(このほか、**果樹共済**、**家畜共済**、**園芸施設共済**があります。)

【対象品目】

農作物共済 水稲、陸稲、麦

畑作物共済 ばれいしょ、大豆、てん菜、そば (このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶(一番茶)、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。)

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期(直播の場合は発芽期)から収穫するまで

補償内容

○ 以下のメニューから、農業者が選択できます(品目ごとに選択できるメニューが異なります)。

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割(そばは8割)を下回った場合	JA等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額)
災害収入 共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、 市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現 地調査による収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合	

○ 水稲、陸稲及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。

○ 危険段階別共済掛金率により、**共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。**

試算例(10a当たり)	水稲 (全相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)	大豆 (全相殺方式)
農業者が支払う共済掛金 (一筆半損特約を 付加した場合の掛金)	412円 (422円)	2,013円 (2,041円)	1,617円
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	3.9万円	3.0万円	2.2万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	8.7万円	6.7万円	4.9万円

※掛金の原則50%(ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%)を国が補助します。
上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

○ 収穫後の自然災害等への備えとして！

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生まれました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険(詳細は40~42ページを参照)

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、
下記URLから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html> (農林水産省ホームページ)

3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

チェックをしてみましょう！

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			耕種	
事業者名						
チェック実施日						
分類	番号	質問内容	YES	NO	(NODの場合) 別添欄	
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです	
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです	
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです	
予防	リスク全般に対する事前の備え	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです
		2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです
		3	耕種用の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを進め知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです
		4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです
		5	乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また備え付けの修繕や補修等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです
		6	集排水路等の保守点検、また備え付けの修繕や補修等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです
		7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農機具など被害を防止するための避難場所を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです
		8	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まだです

② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

農業版事業継続計画書				耕種版	
策定・改定日	2021年4月1日	策定者 事業共有日	2021年4月16日	次期改訂予定日	2022年4月1日
1. 基本方針					
緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。					
1	人命を守る				
2	取引先への米の出荷を行えるようにする（米の供給責任を果たす）				
3	従業員の雇用を守る				
2. 重要業務と目標復旧時間					
以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。					
重要業務	栽培管理・収穫				
目標復旧時間	48時間以内				
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応（代替手段等）					
項目	被害	対応（代替手段等）			
電気	乾燥調整機器が使えない	自家発電機（事務所保管）の利用			
ガス	影響なし	-			
水	灌漑ができない	農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用			
情報通信	取引先へ連絡がとれない	携帯電話で対応可能			
交通	出荷ができない	業者と事前に配送の代替ルート进行调整			
仕組等	農作物に被害が出る	可能なものに対して早期収穫を検討			
その他					
4. 事前対策の実施状況					
分類	項目	進捗状況			
ヒト	安全研修等	LINE	進捗詳細	社長より全員に安全管理連絡	
	避難場所	〇〇小学校			
	欠員時の対応	地域の農業者とあらかじめ協力体制について話し合いをおこなう			
モノ	乾燥調整機器	農業機械が使えなくなった場合レンタルで対応			
	備蓄食糧等の備蓄	種苗、肥料、農薬については常時1作分のストックがある状態にしておく			
カネ	収入保険	〇〇万円（銀行）、〇〇万円（共済基金）			

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画のことです。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html (農林水産省ホームページ)



農業版BCP 農水省



検索

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するか等を自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

(1) 米政策の基本的な考え方

- 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。
- 農林水産省としては、

- ① 事前契約・複数年契約による安定取引の推進
- ② 麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米等の、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
- ③ 都道府県農業再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ細かな情報提供
- ④ 主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援

等により、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

(2) 全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和5年10月19日公表）

- 令和6/7年の需給見通し（令和5年10月）では、令和6年産の主食用米等生産量は、令和5年産の生産量の見通しと同水準の669万トンと設定しています。

令和5/6年及び令和6/7年の 主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

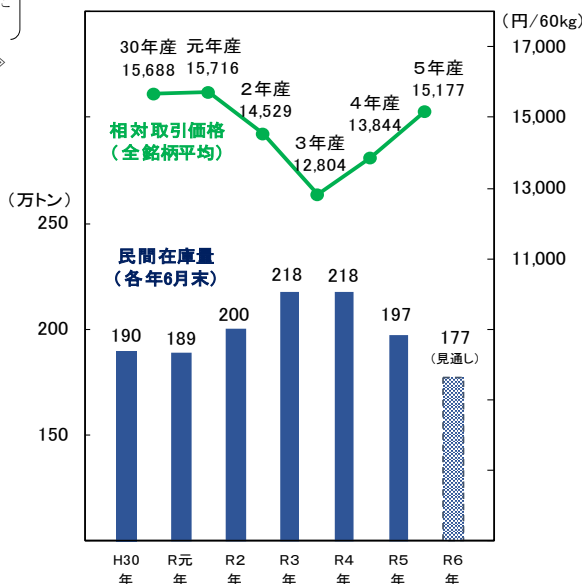
令和5/6年	令和5年6月末民間在庫量	A	197	→ 194 <<3>>
	令和5年産主食用米等生産量	B	662	
	令和5/6年主食用米等供給量計	C = A + B	859	
	令和5/6年主食用米等需要量	D	682	
	令和6年6月末民間在庫量	E = C - D	177	

令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策（特別枠）を除いた場合の見通し

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	E	177
	令和6年産主食用米等生産量	F	669
	令和6/7年主食用米等供給量計	G = E + F	847
	令和6/7年主食用米等需要量	H	671
	令和7年6月末民間在庫量	I = G - H	176

【参考】

相対取引価格と民間在庫量の推移



注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（5年産は令和5年10月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている（令和5年産は速報値）。

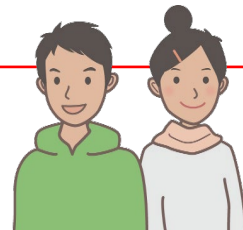
注1：欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、<< >>書きは特別枠に係る取組数量。
注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です！

- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

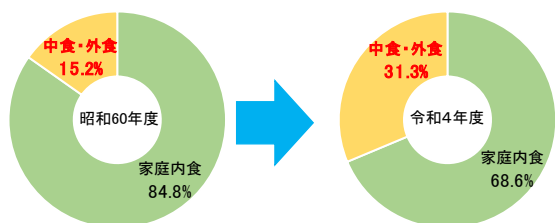
計画的な生産を行う
重要性が高まっているんだね



消費者が求めるニーズをつかみましょう！

- 主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ



消費者が精米購入時に重視するポイント (例)

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬等こだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- ▶ 食べ比べがしやすい少量包装

- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です！

産地

生産する米を確実に販売し
生産者の経営安定を図りたい

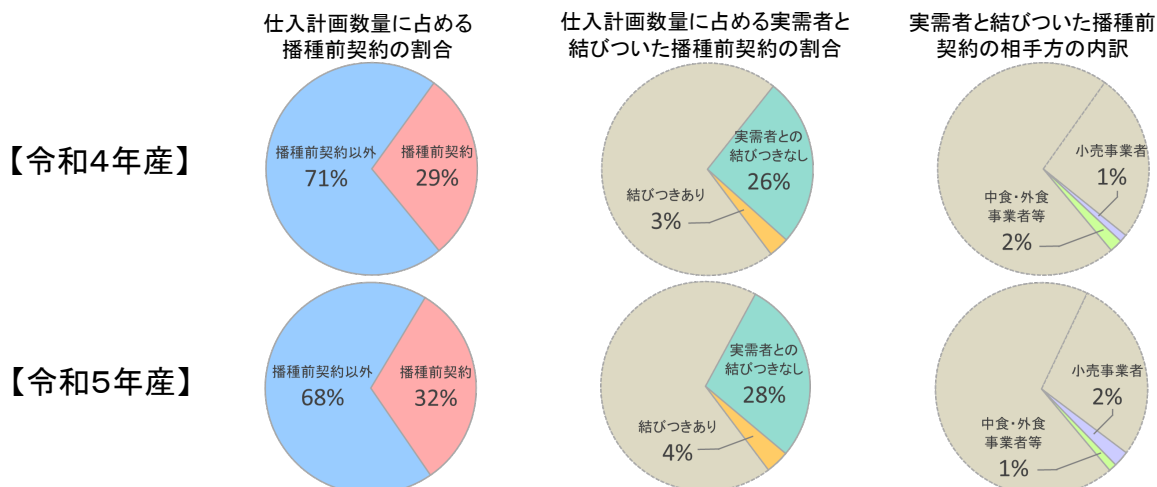


卸売業者・実需者

多様なニーズに対応できる米を安定的
に調達、消費者に提供・販売したい

全国の前契約（播種前契約）取組状況

- 事前契約（播種前契約）の割合は年々増加しており、令和5年産で32%、うち実需者と結びついた契約の割合は4%となっています。



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」(年間取引数量500ト以上の集出荷業者)

(4) 需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行しています。

米に関するマンスリーレポート (令和5年12月号)



うらの郷土料理 山梨風 かつ丼
出品: 農林水産省(1%の国産米) 詳細情報は別添付資料

「米に関するマンスリーレポート(マンレポ)」とは
⇒ 米に関する価格や需給の動向に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表しています。需要に応じた生産・円滑な米取引に役立てていただくことを目的としています。

【利用上の注意】
1. 速報として毎月中旬公表。公表日の2営業日までに入手可能なデータを反映しています。
2. 内容については、必要に応じて項目の追加・削除などの変更を行うことがあります。

データはどの読み解き方がいいの？
そんなときは、「ここが分からない! マンレポ」をチェック!
https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikoku/soukaku/manrepo_kaisetu.html

農林水産省

「米に関するマンスリーレポート」 目次

■ 特集記事

- 1 米の民間在庫情報
- 2 米の価格情報
- 3 米の契約・販売情報
- 4 消費の動向
- 5 輸出入の動向
- 6 主食用米以外の情報

○ 相対取引価格・数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

産地	品種銘柄	5年産米 令和5年10月		月別価格				年産平均価格		
		価格 ①	数量 ②	5年産米 (5年9月)	対前年 同月比	対前年 同月比	4年産米 (4年10月)	5年産米 出回り 5年10月	4年産米 出回り 5年10月	対前年比
				③	①/③	①/④	④	⑤	⑥	⑤/⑥
北海道	ななつぼし	15,520	15,880	15,236	101%	114%	13,628	15,472	14,058	110%
北海道	ゆめぴりか	16,873	7,401	16,890	100%	108%	15,690	16,878	15,451	109%
北海道	きらら397	14,833	1,427	-	-	113%	13,229	14,917	13,520	110%
青森	まつしぐら	14,241	4,397	13,665	104%	112%	12,731	14,022	12,743	110%
青森	つがるロマン	15,042	332	15,003	100%	117%	12,841	15,013	12,986	116%

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格(POSデータ)を掲載

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

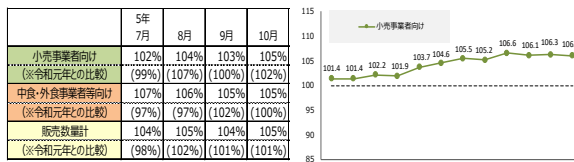
		5年	8月	9月	10月
		7月			
北海道	出荷+販売段階	126.6	91.0	180.6	259.1
	5年産米			112.0	196.8
	1年古米(4年産)	112.6	79.8	60.4	55.5
	出荷段階	96.4	66.9	144.5	198.6
	5年産米			92.1	159.6
	1年古米(4年産)	87.0	59.5	47.1	35.1
	販売段階	30.2	24.1	36.1	60.5
	5年産米			19.9	37.2
	1年古米(4年産)	25.7	20.3	13.3	20.4

○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向(対前年比)

販売価格の動向(前年同月比)



(5) 米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

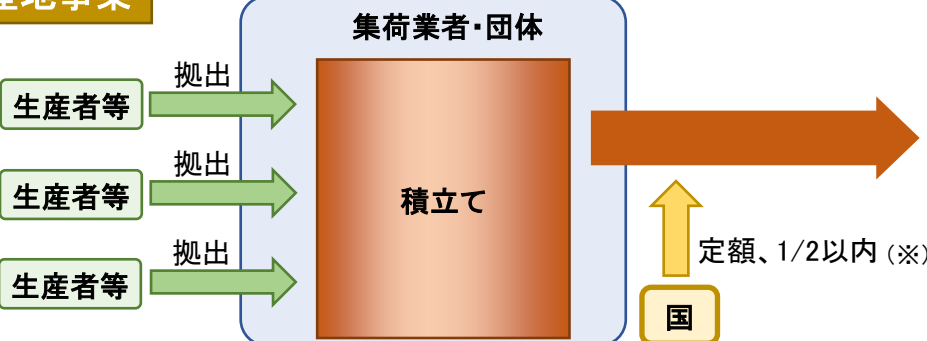
- 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や海外用等他用途への販売を行う取組等に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。

全国事業

- ・民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会を支援(定額)
- ・新たな需要拡大に向けた商品開発・販売促進を支援(定額、1/2以内)
- ・海外業務用需要等の新たな市場開拓を支援(定額)



産地事業



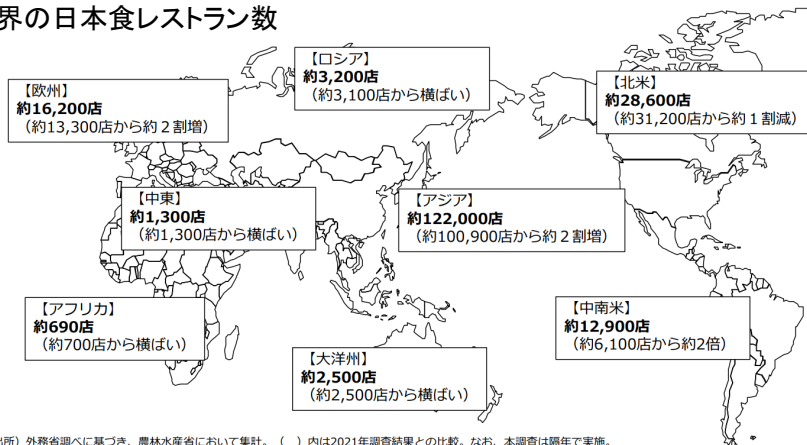
産地自らの自主的な取組 主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
 - ② 海外向けの販売促進等
 - ③ 業務用向け等の販売促進等
 - ④ 非主食用への販売
- (※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

(6) コメの輸出拡大を支援

- 国内では、コメの消費量の減少に加えて、2010年をピークに人口減少の局面に入っていることから、年間需要量は毎年8~10万トンずつ減少してきていますが、海外に目を転じれば、日本食レストラン数は増加傾向にある等、日本食のマーケットは世界で広がりつつあります。
- このような中、コメについても新たな海外需要開拓を図っていくことが喫緊の課題となっています。

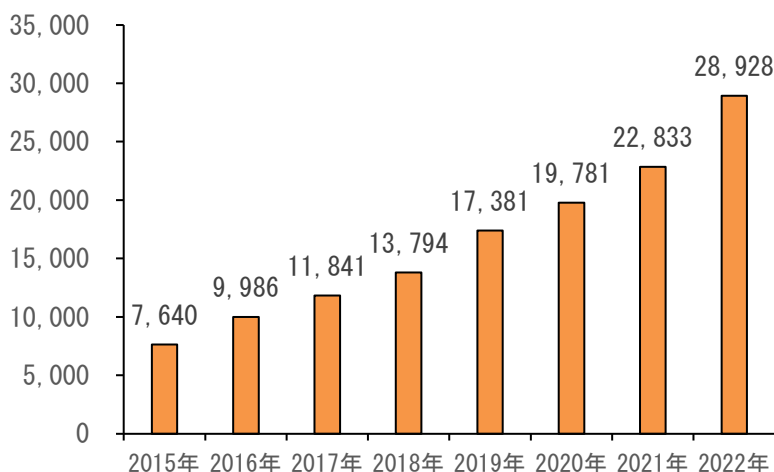
●世界の日本食レストラン数



(出所) 外務省調べに基づき、農林水産省において集計。()内は2021年調査結果との比較。なお、本調査は隔年で実施。
農林水産省 輸出・国際局 / Export and International Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

- このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、コメの輸出は増加してきました。中には、多量に日本産米を取り扱う日本食チェーン店も存在しています。

●コメの輸出実績



●多量に日本産米を使用している外食チェーンの例



華御結
(香港)



元気寿司
(香港)

- コメ・コメ加工品の輸出では、一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が会員である輸出事業者や産地とともにオールジャパンでの需要開拓等を担ってきました。
- 令和4年12月5日付けで、全米輸は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（輸出促進法）に基づき、「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体として認定を受けました。
- 全米輸では、引き続き、オールジャパンでの需要開拓や現地ニーズの把握、商談会の開催等、業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開し、また、輸出に関心のある方々への専門家による相談・サポートを行っています。



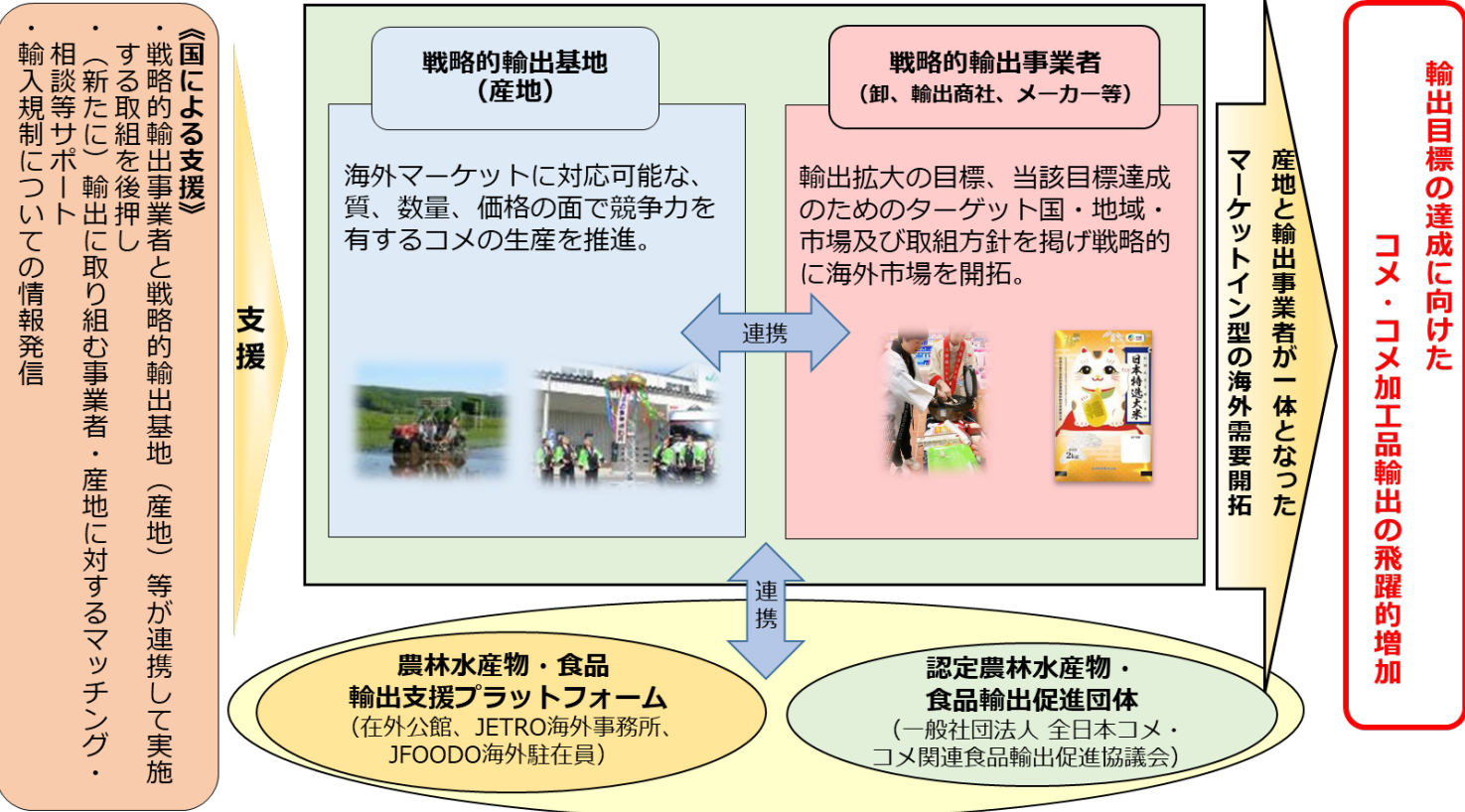
●認定品目団体認定式の様子



令和4年度
農林水産物等輸出促進全国協議会総会

●コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて

- 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、コメの輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。
- 本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げてコメ・コメ加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。



輸出事業者による取組事例1：生産者と連携した品質向上の取り組み

おむすび専門店を運営している(株)イワイは、海外の現地店舗で消費者へ精米したてのコメを使ったおむすびを提供。国内外店舗を問わず、店舗で使用される全てのコメを生産者と直接契約。現在、アメリカとフランスにそれぞれ2店舗あり、将来的には、海外で1,000店舗まで増やすことを目指している。

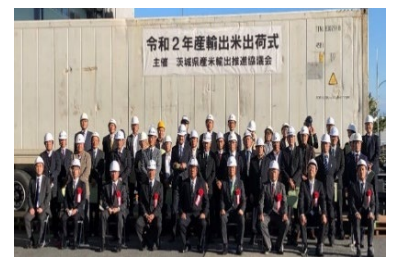
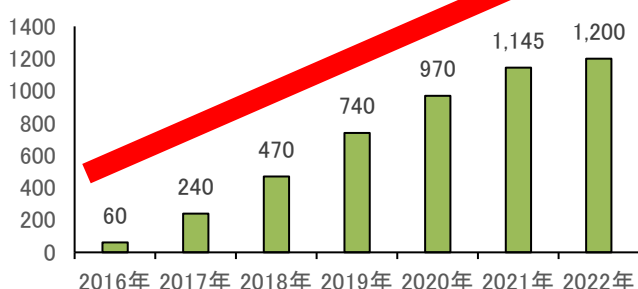
若手契約生産者を同行した、海外店舗での販促活動を定期的実施。契約生産者と海外ニーズを共有。輸出用米作付け意欲向上にも寄与している。生産者と海外店舗スタッフとの意見交換を通じて、品質管理の重要性を改めて認識し、品質向上に寄与。



輸出事業者による取組事例2：産地と連携した需要開拓

茨城県の生産者が輸出用米の作付→集荷→輸出まで自ら取り組むべく「茨城県産米輸出推進協議会」及び輸出商社の「百笑市場」を設立。多収品種の導入により販売価格の引き下げと農家収益の確保の両立を図っている。当初、協議会の参加人数は8人であったが、2022年には89人まで拡大。輸出用米の供給量は1,200トン(2022年)まで増加し、2025年には輸出数量3,000トン、2027年には輸出数量6,000トンへ拡大を目指している。

●輸出用米の出荷数量



●展示会、那珂湊港からの出港式の様子

経営所得安定対策等はオンライン申請（eMAFF）に対応しています！

農林水産省では、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました。

経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用してオンライン化に対応しています。

（1）オンライン申請の概要

経営所得安定対策等の申請手続が、オンライン化によりパソコンやスマートフォンで申請することができるようになります。また、データのeMAFFへの一元化によって地域農業再生協議会の業務負担軽減、集計データの利活用等が可能となります。

以下の作業が省力化・削減されます！

農業者（申請者）



- 手書きによる書類作成
- 申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会



- 申請書の配布・回収・データ入力等
- 現地確認後のデータ再入力
- データの集計・報告

（2）申請手続のオンライン化の進め方

- 令和元年度より、一部地域を対象に試行運用を開始し、全ての地域農業再生協議会がeMAFFを使えるように準備を進め、地域農業再生協議会がオンライン審査ができる体制を整えます。
- eMAFFの利用に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等に御相談ください。
- 今後も、より一層のeMAFFでのオンライン申請の普及・推進に向けて皆様が使しやすい環境の整備に取り組んで参ります。

オンライン申請の本格運用に向けて

- 順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大しています。
- 農業者が希望すればオンライン申請できるよう整備を進めています。
- 今後、eMAFFによるオンライン申請が開始されても紙での申請は可能です。

オンライン申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請を自宅のパソコンやスマートフォン等で行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。オンライン申請を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。

①はじめに

以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、**gBizID**を登録してください。

gBizIDホームページ
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



②つぎに

gBizIDを用いて以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、**eMAFF**の申請者用IDを登録してください。

共通申請サービス
<https://e.maff.go.jp/>



③さいごに

身分証明書を持参の上、最寄りの地域農業再生協議会にお越しください。**本人確認**が終了次第、eMAFFの利用が可能となります。



必要なものチェックリスト

- パソコンやスマートフォン、タブレット等インターネットに接続できる端末
- インターネット環境
- 身分証明書

こんな農業者におすすめ！

- 何枚も申請書を書くのが面倒。
- 申請書を提出しに外出するのが面倒。
- 申請データを営農ソフトに活用したい。

オンライン申請で解決！

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道農政事務所	担い手育成課（札幌地域拠点管内）	011-330-8809
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9046
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-0467
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
中国四国農政局	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
九州農政局	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
	福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
	佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
	長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
	熊本県拠点地方参事官室	096-211-9336
	大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
沖縄総合事務局農林水産部経営課	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
沖縄総合事務局農林水産部経営課		098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室（Tel:03-6744-0502）へ

お気軽に、無料電話相談



0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話等一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。